

## 8 東彼杵町条例第4号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前							
別表 報酬表				別表 報酬表							
区分		報酬の額		備考							
教育委員会	委員	年額	250,000円			教育委員会	委員	年額	250,000円		
農業委員会	会長	基本額	年額	322,000円		農業委員会	会長	基本額	年額	322,000円	
		加算額	予算の範囲内で町長が定める額					加算額	予算の範囲内で町長が定める額		
	委員	基本額	年額	250,000円			委員	基本額	年額	250,000円	
		加算額	予算の範囲内で町長が定める額					加算額	予算の範囲内で町長が定める額		
監査委員	知識経験者	月額	46,000円			監査委員	知識経験者	月額	46,000円		
	議会代表	月額	45000円				議会代表	月額	45000円		
選挙管理委員会	委員長	日額	6,300円			選挙管理委員会	委員長	日額	6,300円		
	委員	日額	6,000円				委員	日額	6,000円		
国民健康保険運営協議会 委員		日額	6,000円			国民健康保険運営協議会 委員		日額	6,000円		
固定資産評価審査委員		日額	6,000円			固定資産評価審査委員		日額	6,000円		
民生委員推薦委員		日額	6,000円			民生委員推薦委員		日額	6,000円		
公民館運営審議会委員		日額	6,000円			公民館運営審議会委員		日額	6,000円		

社会教育委員		日額 6,000円	
スポーツ推進委員		日額 6,000円	
教育支援委員会委員		日額 6,000円	
いじめ等に関する調査委員会委員		日額80,000円以内で、任命権者が町長と協議して定める額	
いじめによる重大事態再調査委員会委員	委員 臨時委員	日額80,000円以内で町長が定める額	
交通安全対策協議会委員		日額 6,000円	
特別職報酬等審議会委員		日額 6,000円	
町営住宅入居者選考委員		日額 6,000円	
選挙長・開票管理者		国会議員の選挙等の経費	
投票管理者		の基準に関する法律(昭和	
選挙・開票立会人		25年法律第179号) 第14条	
投票立会人		第1項各号に掲げる職の区	
期日前投票管理者		分に応じ、当該各号に掲げ	
期日前投票立会人		る額	
農村地域工業導入促進対策審議会委員		日額 6,000円	
企業誘致対策特別推進委員		予算計上額	
医師		予算計上額	
学校薬剤師		予算計上額	
文化財審議会委員		日額 6,000円	
環境審議会委員		日額 6,000円	
農地和解仲介委員		日額 6,000円	

社会教育委員		日額 6,000円	
スポーツ推進委員		日額 6,000円	
教育支援委員会委員		日額 6,000円	
いじめ等に関する調査委員会委員		日額80,000円以内で、任命権者が町長と協議して定める額	
いじめによる重大事態再調査委員会委員	委員 臨時委員	日額80,000円以内で町長が定める額	
交通安全対策協議会委員		日額 6,000円	
特別職報酬等審議会委員		日額 6,000円	
町営住宅入居者選考委員		日額 6,000円	
選挙長・開票管理者		国会議員の選挙等の経費	
投票管理者		の基準に関する法律(昭和	
選挙・開票立会人		25年法律第179号) 第14条	
投票立会人		第1項各号に掲げる職の区	
期日前投票管理者		分に応じ、当該各号に掲げ	
期日前投票立会人		る額	
農村地域工業導入促進対策審議会委員		日額 6,000円	
企業誘致対策特別推進委員		予算計上額	
医師		予算計上額	
学校薬剤師		予算計上額	
文化財審議会委員		日額 6,000円	
環境審議会委員		日額 6,000円	
農地和解仲介委員		日額 6,000円	

農業振興地域整備促進協議会委員		日額 6,000円	
防災会議委員・幹事		日額 6,000円	
予防接種健康被害調査委員会委員		日額 12,000円	
農業構造改善事業推進員		日額 6,000円	
学校給食センター運営委員会委員		日額 6,000円	
農村環境改善センター運営協議会委員		日額 6,000円	
奨学生選考委員		日額 6,000円	
行財政運営審議会委員		日額 6,000円	
都市計画審議会委員		日額 6,000円	
歴史民俗資料館運営委員		日額 6,000円	
東彼杵町振興懇話会委員		日額 6,000円	
情報公開審査会	会長	日額 18,000円	
	委員	日額 15,000円	
個人情報保護審査会	会長	日額 18,000円	
	委員	日額 15,000円	
国民保護協議会委員・幹事		日額 6,000円	
鳥獣被害対策実施隊員		予算計上額	
子ども・子育て会議委員		日額 6,000円	
ふるさとの水を守る審議会委員		日額 6,000円	
産業医		予算計上額	
農地利用最適化推進委員	基本額	年額 214,000円	

農業振興地域整備促進協議会委員		日額 6,000円	
防災会議委員・幹事		日額 6,000円	
予防接種健康被害調査委員会委員		日額 12,000円	
農業構造改善事業推進員		日額 6,000円	
学校給食センター運営委員会委員		日額 6,000円	
農村環境改善センター運営協議会委員		日額 6,000円	
奨学生選考委員		日額 6,000円	
行財政運営審議会委員		日額 6,000円	
都市計画審議会委員		日額 6,000円	
歴史民俗資料館運営委員		日額 6,000円	
東彼杵町振興懇話会委員		日額 6,000円	
情報公開審査会	会長	日額 18,000円	
	委員	日額 15,000円	
個人情報保護審査会	会長	日額 18,000円	
	委員	日額 15,000円	
国民保護協議会委員・幹事		日額 6,000円	
鳥獣被害対策実施隊員		予算計上額	
子ども・子育て会議委員		日額 6,000円	
ふるさとの水を守る審議会委員		日額 6,000円	
産業医		予算計上額	
農地利用最適化推進委員	基本額	年額 214,000円	

	加算額	予算の範囲内で町長が定める額			加算額	予算の範囲内で町長が定める額	
景観審議会委員		日額 6,000円		景観審議会委員		日額 6,000円	
食育推進会議委員		日額 6,000円		食育推進会議委員		日額 6,000円	
上下水道事業経営審議会委員		日額 6,000円		上下水道事業経営審議会委員		日額 6,000円	
上記の委員のうち	弁護士、税理士、大学教授等の専門有識者として選任が必要な場合	日額 20,000円以内					
		上記のうち町長が特に必要と認める場合	日額 20,000円以内で町長が定める額				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。